

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

付
受
印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特 別 徴 収

整 理 番 号	
---------	--

市町村長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は 名 称											担 当 者	係		年度	特別徴収 指定番号	
		住所又は 所在地												氏 名		年度	特別徴収 指定番号	
		個人番号又は法人番号												電 話	—	—	年度	特別徴収 指定番号
給与 所得 者	フリガナ		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 年 月 日	異 動 の 事 由 1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特 別 徴 収 継 続 2 一 括 徴 収 3 普 通 徴 収 (本人が納付する)	1 月 1 日以降退職時 までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円							
	氏 名																	
	生 年 月 日	明・大・昭・平		年	月	日	生					円	月分から 月分まで	円	円			
	個人番号																	
住 所	1月1日 現 在																	
異 動 後																		
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。										※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。								
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地〒		特別徴収指定番号		円を		左記特別徴収義務者へは月割額										
		名 称		(電話 — —)		円を		月分から徴収するよう連絡済です。										

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収	一 括 徴 収 す る 場 合			徴収予定月日	徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上記 (ウ) と同額)	備 考	
	1	異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。	本人の印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は____月分で納入します。(翌月10日納期限)	
	2	異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収 の継続の希望がないため。		月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は____月分で納入します。(翌月10日納期限)	
	一 括 徴 収 し な い 場 合							
理 由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。							
				旧特別徴収処理欄	30年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
					31年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検

記
載
注
意

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び給与表)の提出が必要です。
(一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は二月第一月曜日が提出期限となります。)